

# 定款施行規則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この施行規則は、一般社団法人福井県作業療法士会定款を受け、本会事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

(会 章)

第2条 本会の会章を別図第1のとおり定める。

## 第2章 会 員

(入 会)

第3条 定款7条1項に既定する正会員になろうとする者の入会申し込み書式は、別記様式のとおりとする。

2 定款7条1項に既定する賛助員になろうとする者の入会申し込み書式は、別記様式のとおりとする。

(正会員の入会及び会費)

第4条 定款8条1項に既定する正会員の入会金は1,000円とする。但し任意団体から継続して入会する者からは入会金は徴収しない。

2 定款8条1項に既定する正会員の会費は年額7,000円とする。

3 正会員の入会金および会費の変更は、総会の議決によらなければならない。

(賛助会員の会費及び特典)

第5条 賛助会員の会費および特典は、別に定める賛助会員に関する規程によるものとする。

(会員名簿)

第6条 会員の勤務地、居住地及び氏名に変更があったときは、速やかに会長に届けなければならない。

2 本会は会員名簿を作成し、会員の異動があるごとにこれを訂正する。

(退会)

第7条 定款第10条に規定する退会届の書式は、別記様式のとおりとする。

## 第3章 選挙に関する細則

第8条 役員を選任は、定款19条に基づき、この規定によって行う。

(選挙管理委員会の設置)

第9条 公正な選挙を行うため、選挙管理委員会を置く。

(選挙管理委員会の構成)

第10条 選挙管理委員会は、正会員の中から理事会で2名を選出し構成する。

2 選挙管理委員の任期は、2年とする。但し、委員が任期中に会長、副会長、理事及び監事の立候補者又は推薦者となった場合は、速やかに退任し、理事会は後任を選出しなければならない。

(選挙公示と立候補の締切)

第11条 選挙管理委員会は、投票日の60日以前に、選挙期日、選挙すべき役員の定員を公示し、候補者を受付けなければならない。但し、候補者の締切日は、投票日の30日前とする。

(立候補の届出)

第12条 会長、副会長、理事及び監事の選挙に立候補しようとする正会員は、文書でその旨を選挙管理委員長に届出なければならない。この場合の文書は別記第1号様式に準じて作成するものとする。

2 推薦による立候補は、2名以上の推薦者を必要とし、本人の同意を得たうえで、推薦者の代表者が届出するものとする。その文書は、別記第2号様式に準じて作成するものとする。

(理事会による候補者の推薦)

第13条 立候補者が定員に満たない時は、理事会が定員の同数の候補者を本人の同意を得たうえで推薦する。その文書は、別記第3号様式に準じて作成するものとする。

(届出受理証の発行)

第14条 選挙管理委員会は、12条及び13条による届出に対し、届出受理証を発行しなければならない。その文書は、別記第4号様式に準じて作成するものとする。

(立候補に伴う選挙管理委員の退任と補充)

第15条 選挙管理委員が立候補したときは、委員の資格を失う。この場合は、欠員を補充しなければならない。

(選挙の方法)

第16条 選挙は、総会において出席者の直接無記名投票により行う。

(投票システムの様式)

第17条 投票システムは、選挙管理委員会指定のものとする。

(投票の様式と投票期間)

第18条 役員の選挙と投票の様式は次のとおりとする。

- (1) 会 長 (単記投票)
- (2) 副会長 (定員連記投票)
- (3) 理 事 (定員連記投票)
- (4) 監 事 (定員連記投票)

(開票立会人)

第19条 投票開始及び開票に際し立会人2名以内を置く。立会人は、選挙管理委員長が指名する。

(有効投票)

第20条 有効投票数は、投票総数の3分の2以上なくてはならない。

(無効投票)

第21条 次の投票は無効とする。

- (1) 白票
- (2) 不正な手段を用いて投票したもの

(役員当選人の確定)

第22条 単記投票の場合は、有効投票の過半数に達した者を当選とし、過半数に達しない場合は上位2名で再度投票を行う。

- 2 連記投票の場合は、投票数の多い者より順次当選を決める。

(無投票当選)

第23条 立候補者数が定員と一致した場合は、無投票当選とする。

## 第4章 会務運営

(事務局及び部の設置)

第24条 会務処理のため事務局及び部を置く

- 2 事務局長は理事会の承認を得て会長が委嘱し、事務局員は事務局長の推薦を得て会長が委嘱する。
- 3 会長は、理事の中から学術、制度対策、教育、広報、地域活動推進の各局担当理事を選び、理事会の承認を得なければならない。
- 4 会長は、学術誌編集、職能、企画推進、保険対策、生活行為向上マネジメント、教育、編集、広報、坂井奥越・福井・丹南・嶺南の各ブロックの各部担当理事を選び、理事会の承認を得なければならない。
- 5 部長は理事会の承認を得て会長が委嘱し、部員は各部担当理事および部長の推薦を得て会長が委嘱する。尚、部員は理事会及び、各種委員との兼任を妨げない。
- 6 事務局長、事務局員、部長、部員の任期は、定款21条の役員の任期に準じる。

(部内委員会の設置)

第25条 部長は部内業務の企画などに対し部内委員会を設置することができる。

(会務の分掌)

第26条 局は次のとおりとする。

事務局、学術局、制度対策局、教育局、広報局、地域活動推進局

- 2 部は次のとおりとする。

庶務部、財務部、福利部、学術編集部、職能部、企画推進部、保険対策部、生活行為向上マネジメント、教育部、編集部、広報部、坂井奥越・福井・丹南・嶺南の各ブロック

第27条 局及び部の分掌事項は概ね次のとおりとする。

## 事務局

### 庶務部

- 1) 会員の入退会、会員原簿に関する事
- 2) 会員名簿に関する事
- 3) 内外の公文書に関する事
- 4) 議案書、会議資料、議事録に関する事
- 5) 会議案内、会議場設営に関する事
- 6) 総会議事運営に関する事
- 7) 儀礼関係、内外の来信に関する事
- 8) 資産の維持、管理に関する事
- 9) 機関紙等刊行物の発送と保管に関する事
- 10) 士会の情報収集、整備及び提供に関する事
- 11) その他各部に残さないことに関する事

### 財務部

- 1) 予算編成に関する事
- 2) 会費その他の収入活動に関する事
- 3) 支出、決算に関する事
- 4) その他財務に関する事

### 福利部

- 1) 会員の地位および待遇の向上に関する事
- 2) 会員の職場開拓に関する事
- 3) その他会員の福利に関する事

## 学術局

### 学術誌編集部

- 1) 学術資料の作成と収集に関する事
- 2) その他学術に関する事

### 職能部

- 1) 作業療法の学術的発展に関する事
- 2) 作業療法の臨床領域における専門基準に関する事
- 3) その他職能に関する事

## 制度対策局

### 企画推進部

- 1) 県内外の関係団体・関係者との連絡調整に関する事
- 2) 公益活動等の企画・運営に関する事
- 3) 会員を対象とした事業の企画運営に関する事
- 4) 他の部署が企画する事業への参画に関する事
- 5) 県内外の情勢や事業等の調査に関する事
- 6) その他企画推進に関する事

### 保険対策部

- 1) 協会および県士会各部署の情報の整備に関する事
- 2) 協会および県士会各部署の情報の収集、整理、提供に関する事

- 3) 作業療法の診療報酬と施設基準に関すること
- 4) 作業療法の介護報酬と施設基準に関すること
- 5) 保険福祉領域に関すること
- 6) その他保険、保健福祉に関すること

#### 教育局

##### 生活行為向上マネジメント部

- 1) 生活行為向上マネジメントの普及・啓発に関すること
- 2) その他生活行為向上マネジメントに関すること

##### 教育部

- 1) 生涯教育制度の設計に関すること
- 2) 生涯教育制度の運用に関すること
- 3) 生涯教育制度の研修に関すること
- 4) その他生涯教育に関すること
- 5) 養成教育に関すること

#### 広報局

##### 編集部

- 1) 機関誌「すいせん」、「Web版すいせん」の編集、発行に関すること
- 2) 士会が発行する広報誌、学術誌などの編集、発行に関すること
- 3) その他編集に関すること

##### 広報部

- 2) 作業療法および県士会の宣伝活動に関すること
- 3) 会員への広報活動に関すること
- 4) 入会勧誘に関すること
- 5) その他広報に関すること

#### 地域活動推進局

- 1) 地域における学術・研鑽活動に関すること
- 2) 地域リハビリテーションの啓蒙に関すること
- 3) 地域リハビリテーションの作業療法技術・知識の提供に関すること
- 4) その他地域リハビリテーション推進に関すること
- 5) 福井県を以下の4つのブロックに区分する
  - ①坂井・奥越ブロック：あわら市、坂井市、大野市、勝山市、永平寺町
  - ②福井ブロック：福井市
  - ③丹南ブロック：鯖江市、越前市、越前町、南越前町、池田町
  - ④嶺南ブロック：敦賀市、小浜市、美浜町、若狭町、おおい町、高浜町

#### (室の設置)

第28条 部の規模に満たない会務分掌を行うものとして、室をおくことができる。

- 2 室は原則として、局又は部に属するものとする。

#### (委員会の設置)

第29条 本会は会務運営にあたり委員会をおくことができる。

- 2 委員会は、常設委員会、特設委員会の2種とする。

- 3 常設および特設委員会の委員長は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、委員は委員長の推薦に基づき会長が委嘱する。
- 4 委員長および委員の任期は、定款 14 条の役員の任期に準ずる。

(常設委員会)

第30条 常設委員会は本会業務の基本事項について審議又は審議と執行を担当する。

- 2 常設委員会の種類および分掌事項は、おおむね次のとおりとする。
  - 災害対策委員会  
災害に関すること
  - 選挙管理委員会  
役員の選挙に関すること
  - 表彰委員会  
会員の表彰に関すること
  - 福祉用具対策委員会  
福祉用具に関すること
  - 記念事業準備委員会  
会の記念事業に関すること
- 3 常設委員会の委員長は審議の結果を理事会に報告する。
- 4 常設委員会の委員長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(特設委員会)

第31条 特設委員会は、理事会の委託を受け、特定事項の審議又は審議と執行を担当する。

- 2 特設委員会の種類および分掌事項は、おおむね次のとおりとする。
  - 訪問リハ振興委員会  
訪問リハの振興に関すること
  - 認知症対策委員会  
認知症の支援に関すること
  - 特別支援教育委員会  
特別支援教育に関すること
- 3 理事会は、特設委員会設置にあたり、任務の内容と期限を明示しなければならない。
- 4 特設委員会の委員長は審議の結果を理事会に報告する。
- 5 特設委員会の委員長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(部署の設置)

第32条 会務に必要な部署の設置は、理事会で決定することができる。

(諸規程)

第33条 会務運営に関する諸規定については別に定めるものとする。

## 第5章 会 議

(理事会の種別)

第34条 定款に定める理事会は、理事会及び理事会の委任を受けた常務理事会とする。

(常務理事会)

第35条 常務理事会は、会長、副会長、常務理事を持って構成し、理事会の委任を受けた本会運営上の重要事項を審議する。

- 2 常務理事会の開催、召集、議長、定足数、議決及び議事録に関する事項は理事会に準ずる。

(書面又は電磁的記録による会議)

第36条 理事会・常務理事会を開催して、その議決を経る時間的余裕がない場合、書面又は電磁的記録により議決を行うことができる。

(専決事項の処理)

第37条 事項が急施緊急を要し、総会・理事会・常務理事会を開催して、その議決を減る時間的余裕がない場合、総会・理事会・常務理事会の議決に代わって、会長が専決処理をすることができる。

- 2 専決事項は、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。
- 3 第2項の承認の是非を問わず、すでに実施された事項は覆すことはできない。

## 第6章 学 会

(名称および目的)

第38条 本会に、福井県作業療法学会（以下「学会」という）を置く。

- 2 学会は、作業療法に関する科学及び技術の研究並びにこれに関する事業を行う。

(学会長の選任)

第39条 学会長 1 名を置く。学会長は正会員の中から理事会が推薦し、総会の承認を経て、選任される。

- 2 学会長の選任は、原則として担当する年度の1年以前に行う。
- 3 学会長の選任は、原則として会員の配置数を考慮し、輪番制（福井地区⇒丹南地区⇒福井地区⇒嶺南地区）で行う。

(学会長)

第40条 学会長は、正会員の中から学会運営に必要な役員を委嘱し、その業務を総括する。

- 2 学会長は、必要に応じて理事会に出席し意見を述べることができる。

(演題応募の資格)

第41条 正会員及び賛助会員は、演題発表応募の資格をもつ。但し、演題募集の締切時点において当該年度の本会会費を納めていない会員は応募の資格をもたない。

- 2 上記以外の者は非会員として学会長の承認を得て演題を応募することができる。なお日本作業療法士協会の会員は本会会員と同等に扱う。

(演題の採否決定)

第42条 学会長は、応募演題について採否決定の権限を持つ。

(予算及び決算)

第43条 学会の収支予算額及び決算は、特別会計としての手続きに基づき執行する。

## 第7章 施行規則の変更

(規則の変更)

第44条 この施行規則は、理事会の承認を経なければ変更できない。

附 則

この規程は平成22年4月1日より施行する。

この規定を平成27年4月1日より一部改訂する。



第1号様式

会長  
副会長  
理事  
監事

} 選挙候補届

候補者氏名	
住所(自宅)	
勤務先施設名	
勤務先住所	
生年月日	

上のおり立候補の届出をします。

年 月 日

氏 名

印

一般社団法人 福井県作業療法士会選挙管理委員会

委員長

殿

第2号様式の1

会長  
副会長  
理事  
監事

} 選挙候補者推薦届

候補者氏名	
住所(自宅)	
勤務先施設名	
勤務先住所	
生年月日	
添付書類	候補者の承諾書

上のおり推薦の届出をします。

年	月	日	
推薦届出者代表	住所	氏名	印
推薦届出者	住所	氏名	印
推薦届出者	住所	氏名	印
推薦届出者	住所	氏名	印
推薦届出者	住所	氏名	印

一般社団法人 福井県作業療法士会選挙管理委員会

委員長

殿

第2号様式の2

候補者推薦届出承諾書

年 月 日執行の\_\_\_\_\_選挙における候補者となることを承諾します。

年 月 日

住所  
氏名

印

推薦者代表

\_\_\_\_\_殿

第3号様式の2

候補者理事会推薦届出承諾書

年 月 日執行の\_\_\_\_\_選挙における候補者となることを承諾します。

年 月 日

住所  
氏名

印

会 長

\_\_\_\_\_殿

第3号様式の1

会長  
副会長  
理事  
監事



選挙候補者理事会推薦

候補者氏名	
住所(自宅)	
勤務先施設名	
勤務先住所	
生年月日	
添付書類	候補者の承諾書

上のおり理事会推薦の届出をします。

年 月 日

会 長 氏 名

印

一般社団法人 福井県作業療法士会選挙管理委員会

委員長

殿

第4号様式の1

選挙候補届出受理証

年 月 日執行の  
会長 }  
副会長 }  
理事 }  
監事 } 選挙候補届を受理しました。

年 月 日

一般社団法人 福井県作業療法士会選挙管理委員会

委員長

印

候補者 \_\_\_\_\_ 殿

第4号様式の2

選挙候補者推薦届出受理証

年 月 日執行の  
会長 }  
副会長 }  
理事 }  
監事 } 選挙候補届を受理しました。

年 月 日

一般社団法人 福井県作業療法士会選挙管理委員会

委員長

印

推薦者届出代表 \_\_\_\_\_ 殿

選挙候補理事会推薦届出受理証

年 月 日執行の  
会長  
副会長  
理事  
監事 } 選挙候補届を受理しました。

年 月 日

一般社団法人 福井県作業療法士会選挙管理委員会

委員長

印

会 長 \_\_\_\_\_ 殿